

平成19年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）会議録
3月29日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年3月22日

香川県後期高齢者医療広域連合長 増田 昌三

記

- 1 日 時 平成19年3月29日（木） 午後1時30分
- 2 場 所 高松市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
 - (2) 香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
 - (3) 専決処分の承認について（平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
 - (4) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）
 - (5) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例）
 - (6) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例）

- (7) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例）
- (8) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例）
- (9) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）
- (10) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例）
- (11) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例）
- (12) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- (13) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- (14) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例）
- (15) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例）
- (16) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例）
- (17) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）
- (18) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例）
- (19) 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）
- (20) 専決処分の承認について（香川県市町総合事務組合への加入について）
- (21) 平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- (22) 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- (23) 香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- (24) 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
- (25) 香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について

- (26) 香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
 - (27) 香川県後期高齢者医療広域連合定年退職者等の再任用に関する条例の制定について
 - (28) 香川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
 - (29) 香川県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について
 - (30) 香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
 - (31) 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員）
 - (32) 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（議会選出の監査委員）
 - (33) 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
-

午後 1 時31分 開会

出席議員 21名

1番	綾野和男	12番	松岡善一
2番	大浦澄子	13番	三枝邦彦
3番	山崎数則	14番	多田治
4番	三笠輝彦	15番	石井定夫
5番	香川脩	16番	安井信之
6番	森谷芳子	17番	藍川佳津樹
7番	東山光徳	18番	蓬清二
8番	三木まり	20番	宮本勝利
9番	藤村勝己	21番	高木堅
10番	我部山耕造	22番	佐々木勇
11番	清船豊志		

欠席議員 1名

19番	森月夫
-----	-----

出席関係者

広域連合長	増田昌三	事務嘱託	〔高松市議会議事事務局〕	金子 史朗
副広域連合長	新井哲二	事務嘱託	〔高松市議会議事事務局次長〕	宮本 弘
副広域連合長	藤井賢	事務嘱託	〔高松市議会議事課〕	川原 譲二
事務局長	小山正伸	事務嘱託	〔高松市議会議事課長補佐〕	宮治 孝哲
次長兼総務課長	松下俊一	事務嘱託	〔高松市議会議事係〕	南 岳志
事業課長	南篠式数	事務嘱託	〔高松市議会議事課主任〕	西川 宏行
総務課総務グループリーダー	宮本文男	事務嘱託	〔高松市議会議事主任〕	宮脇 智崇
総務課主査	田中正徳	事務嘱託	〔高松市議会議事主任〕	前田 数成
総務課主査	八木真澄	事務嘱託	〔高松市議会議事主任〕	横山 智

議 事 日 程

(仮議席の指定)

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 議長の選挙

日程第3 会期決定について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議員提出議案第1号 香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

日程第6 議員提出議案第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

日程第7 議席の指定

日程第8 議案第1号及び議案第2号

議案第1号 香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
(新 井 哲 二)

議案第2号 香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
(藤 井 賢)

日程第9 議案第3号から議案第30号まで

議案第3号 専決処分の承認について(平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)

議案第4号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例)

議案第5号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例)

議案第6号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合議定例会条例)

議案第7号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)

議案第8号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合職員

定数条例)

- 議案第9号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の分限に関する手続及び効果に関する条例）
- 議案第10号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の懲戒の手続及び効果に関する条例）
- 議案第11号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の服務の宣誓に関する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 議案第13号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 議案第14号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の育児休業等に関する条例）
- 議案第15号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合特別
職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例）
- 議案第16号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例）
- 議案第17号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
等の旅費に関する条例）
- 議案第18号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合長期
継続契約に関する条例）
- 議案第19号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合と香
川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）
- 議案第20号 専決処分の承認について（香川県市町総合事務組合への加入に
ついて）
- 議案第21号 平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第22号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- 議案第23号 香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 議案第24号 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
- 議案第25号 香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定につい

て

議案第26号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について

議案第27号 香川県後期高齢者医療広域連合定年退職者等の再任用に関する条例の制定について

議案第28号 香川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第29号 香川県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について

議案第30号 香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
(株式会社百十四銀行)

日程第10 議案第31号及び議案第32号

議案第31号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員・北原和夫）

議案第32号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（議会選出の監査委員・佐々木 勇）

日程第11 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 議長の選挙

日程第3 会期決定について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議員提出議案第1号

日程第6 議員提出議案第2号

日程第7 議席の指定

日程第8 議案第1号及び議案第2号

日程第9 議案第3号から議案第30号まで

日程第10 議案第31号及び議案第32号

日程第11 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○高松市議会事務局長（金子史朗君）失礼します。

香川県後期高齢者医療広域連合の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、三木町議会選出の石井定夫議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（石井定夫君）こんにちは。ただいま御紹介をいただきました三木町議会の石井定夫でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

これより平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が制定されておられませんので、それまでの間、後ほど議員提出議案第1号で提案される香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案により進行いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石井定夫君）御異議なしと認めます。よって、これからの議事につきましては、香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案により進めることといたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。



日程第1 会議録署名議員指名について

○臨時議長（石井定夫君）まず、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において7番東山光徳君及び16番安井信之君を指名いたします。



日程第2 議長の選挙

○臨時議長（石井定夫君）次に、日程第2議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石井定夫君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石井定夫君）御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に三笠輝彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました三笠輝彦君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石井定夫君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三笠輝彦君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三笠輝彦君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○4番（三笠輝彦君）議長——4番。

○臨時議長（石井定夫君）4番 三笠輝彦君。

〔4番（三笠輝彦君）登壇〕

○4番（三笠輝彦君）議長就任に際しまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま議員皆様方の温かい御同意をちょうだいいたしまして、香川県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任をさせていただきました三笠でございます。まことに身に余る光栄でございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、御承知のとおり、75歳以上の後期高齢者につきましては、心身の特性や生活実態などを踏まえて、平成20年度から独立した医療制度が創設されることになりました。

この制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とする

観点から、後期高齢者一人一人が被保険者として負担する保険料のほか、現役世代からの支援金や公費によって賄われ、運営は県内すべての市町が加入するこの広域連合によって行われることとなっております。今後、保険料率の設定など重要な案件がございますけれども、円滑で公明、公正な議会の運営を願って、議員皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますとともに、広域連合長を始め当局、そして報道関係の皆様方には御支援をよろしくお願いを申し上げまして、議長就任に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（石井定夫君）三笠議長、議長席にお着き願います。

〔議長席、石井臨時議長にかわり三笠議長が着席〕

◇

日程第3 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◇

日程第4 副議長の選挙

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に石井定夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石井定夫君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石井定夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石井定夫君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○15番（石井定夫君）議長——15番。

○議長（三笠輝彦君）15番 石井定夫君。

〔15番（石井定夫君）登壇〕

○15番（石井定夫君）失礼をいたします。

ただいま皆さん方の温かい御推挙のもとに、広域連合の副議長という大変な重大な職責を与えられました。まことに身に余る光栄に存ずるとともに、いささか緊張いたしておるところでもございます。

もとより私は浅学非才、無知な者でございますが、三笠議長さんの御指導を得ながら、そして議員さん皆さん方の御指導、執行部、関係皆さん方の温かい御協力のもとにこの広域連合の推進、議会の推進に邁進をしていきたいと、こんなに思っておるところでもございます。どうぞ、皆さん方におかれましては、この上ともに温かい御援助、御指導、御叱正を賜りますように心からお願いを申し上げて、就任に当たってのごあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

職員に報告させます。

〔高松市議会事務局次長（宮本 弘君）議案第1号～議案第32号、議員提出議案第1号～議員提出議案第2号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第5 議員提出議案第1号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第5議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提出者の趣旨弁明を求めます。

○5番（香川 脩君）議長——5番。

○議長（三笠輝彦君）5番 香川 脩君。

〔5番（香川 脩君）登壇〕

○5番（香川 脩君）議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、提出者を代表いたしまして、私から趣旨弁明を申し上げます。

初めての香川県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるに当たり、地方自治法第120条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定したいので、この案を提案するものです。

この規則案は、議席、会期、議事日程等を定める第1章会議のほか、第2章請願、第3章辞職及び資格の決定、第4章規律、第5章懲罰、第6章議員の派遣、第7章補則から成る会議の運営に関する事項を定めるものであり、今回お手元に配付いたしておりますような形で香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を地方自治法第112条の規定により、提出するものであります。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で趣旨弁明は終わりますが、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提出者の趣旨弁明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。



日程第6 議員提出議案第2号

○議長（三笠輝彦君）日程第6議員提出議案第2号香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者の趣旨弁明を求めます。

○13番（三枝邦彦君）議長——13番。

○議長（三笠輝彦君）13番 三枝邦彦君。

〔13番（三枝邦彦君）登壇〕

○13番（三枝邦彦君）それでは、議員提出議案第2号香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について、提出者を代表いたしまして、私から趣旨弁明を申し上げます。

香川県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、事務局を設置し、職員に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の円滑及び自主性を保障するため、この条例案を提出するものであり、今回お手元に配付いたしておりますような形で香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例を地方自治法第112条の規定により提出するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で趣旨弁明は終わりますが、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提出者の趣旨弁明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。
それでは、これより議員提出議案第2号香川県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

日程第7 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第7議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元の議席表のとおり、議長において指定いたします。

————— ◇ —————

〔新井哲二君及び藤井 賢君退場〕

日程第8 議案第1号及び議案第2号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第8議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 増田昌三君。

〔広域連合長（増田昌三君）登壇〕

○広域連合長（増田昌三君）本日の平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出いたしました人事案件につきまして説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、香川県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、関係市町の長のうちから選任することとなっておりますことから、新井哲二氏及び藤井 賢氏をそれぞれ選任いたしたいと存ずるものでございます。

以上、人事案件につきまして説明申し上げますが、何とぞ満場の御賛同を賜ります

よう、特にお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について（新井哲二）を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号香川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について（藤井賢）を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、これに同意することに決定いたしました。

〔新井哲二君及び藤井賢君入場し着席〕

◇

日程第9 議案第3号から議案第30号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第9議案第3号から議案第30号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 増田昌三君。

〔広域連合長（増田昌三君）登壇〕

○広域連合長（増田昌三君）提案説明に先立ちまして、香川県後期高齢者医療広域連合につきまして説明を申し上げます。

平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成20年度から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が創設されることとなりました。この制度は、老人医療費が増大する中、それを負担する現役世代と高齢者世代との間の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするものでございます。

このようなことから、香川県内においても、運営主体となる広域連合の設立手続のため、昨年7月31日に広域連合設立準備委員会を設置し、鋭意、協議、検討を行う中で規約を定め、県内全市町議会での議決を得た上で、本年1月15日に県内全市町が加入する香川県後期高齢者医療広域連合を設立したところでございます。

今後におきましては、平成20年4月からの制度開始に向け、円滑な事業の推進に努めてまいりたいと存じますので、議員皆様方の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

まず、議案第3号から議案第20号までの専決処分の承認について説明申し上げます。

議案第3号専決処分の承認については、新たに香川県後期高齢者医療広域連合を設立したことに伴い、去る1月15日に平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

予算の概要としまして、議会費におきましては、議員報酬及び議会運営経費を、総務費におきましては、特別職の報酬、事務局経費及び各市町からの派遣職員給与費負担金を、選挙費及び監査委員費におきましては、それぞれ委員報酬及び事務経費を措置したものでございまして、総額4,225万6,000円を計上した次第でございます。

なお、これに見合う歳入でございますが、各市町からの共通経費負担金及び国庫補助金を充て、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号専決処分の承認については、地方自治法第4条の2の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、議案第5号専決処分の承認については、地方自治法第16条第4項及び第5項の

規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第6号専決処分の承認については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第7号専決処分の承認については、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第8号専決処分の承認については、香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第9号専決処分の承認については、地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第10号専決処分の承認については、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第11号専決処分の承認については、地方公務員法第31条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第12号専決処分の承認については、地方公務員法第35条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第13号専決処分の承認については、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるとのことです。

次に、議案第14号専決処分の承認については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第15号専決処分の承認については、地方自治法第203条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第16号専決処分の承認については、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第17号専決処分の承認については、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第18号専決処分の承認については、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第19号専決処分の承認については、地方自治法第252条の14第1項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を早急に整備する必要を生じたため、去る1月15日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第20号専決処分の承認については、議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務災害または通勤による災害補償に関する事務を共同処理するため、香川県市町総合事務組合に加入する必要を生じたため、去る2月13日に専決処分を行ったことの承認を求めます。

次に、議案第21号平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、議会費におきましては、議員報酬及び議会運営経費を、総務費におきましては、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度の準備のため、広域システム導入業

務委託、広域システムリース代及び各市町からの派遣職員給与費負担金等を、選挙費及び監査委員費におきましては、委員報酬及び事務経費を措置したものでございまして、総額3億9,590万7,000円を計上した次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、各市町からの共通経費負担金及び国庫補助金を充て、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第22号から議案第30号までの条例議案及びその他の議案でございますが、まず、議案第22号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定については、地方自治法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合監査委員に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第23号香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定については、香川県後期高齢者医療広域連合の機関が行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益を保護するため、制定するものでございます。

次に、議案第24号香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定については、香川県後期高齢者医療広域連合が保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、住民に説明する責任を全うし、もって住民参加の公正で開かれた行政を一層推進するため、制定するものでございます。

次に、議案第25号香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定については、香川県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、制定するものでございます。

次に、議案第26号香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定については、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第27号香川県後期高齢者医療広域連合定年退職者等の再任用に関する条例の制定については、地方公務員法第28条の4から第28条の6の規定に基づき、定年退職者等の再任用に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第28号香川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第29号香川県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定については、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第30号香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定については、株式会社百十四銀行を香川県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる指定金融機関に指定するため、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○17番（藍川佳津樹君）議長——17番。

○議長（三笠輝彦君）17番 藍川佳津樹君。

○17番（藍川佳津樹君）ちょっとお尋ねしたいんですが、議案第21号の平成19年度の一般会計予算ですけども、これは歳出の方で、立ち上がりの予算が結構入っておるわけなんです。

そうすると、20年度になりますとその辺の予算が減るかと思うんですが、その場合に、歳入の方の市町負担金のこれがどうなるか、減る可能性はあるのか、そのまま現状設定した金額でいって、その歳出を埋めるために何か仕事を考えているのは、ばかばかしいことですので、その辺のところを御説明いただいたらと思います。

○議長（三笠輝彦君）事務局長 小山正伸君。

○事務局長（小山正伸君）17番藍川議員の質疑にお答え申し上げます。

平成19年度一般会計予算についてでございますが、歳入につきましては、それぞれ当初に各市町の方から共通の負担金ということでいただいておりますけれども、歳出の方で一部経費がふえた場合につきましては、再度市町負担金共通経費について再度再計算をして、それぞれの市町の理解を得て負担していただきたいと、こういうふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○17番（藍川佳津樹君）議長——17番。

○議長（三笠輝彦君）17番 藍川佳津樹君。

○17番（藍川佳津樹君）20年度に当初の設定予算、例えばコンピューターの何か部屋を改装するとか、それからパソコンのソフト導入のために必要な経費というのは、導入が終わればこれは要らなくなるので、市町負担が今足らなかつたら理解を得て追加徴収をさせてもらいたいというお話だったんですが、減った場合、減る可能性がなければそれでいいんですが、その辺は返戻があるのかどうか。

○議長（三笠輝彦君）事務局長 小山正伸君。

○事務局長（小山正伸君）17番藍川議員の再質疑にお答え申し上げます。

平成19年度の一般会計予算の中で、歳出の執行が当初の予定を下回った場合におきましては、それぞれ再計算をして一応減額して各市町の方へ返還するという事で考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（三笠輝彦君）ほかにございませぬか。

○14番（多田 治君）議長——14番。

○議長（三笠輝彦君）14番 多田 治君。

○14番（多田 治君）議案第21号の平成19年度の一般会計予算の中での歳出、一般管理費で、足書きのことですけど、職員手当等の後へ職員給与費1,043万3,000円と、その上側の職員給与費との違いがちょっとよくわからないもんですから、お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（三笠輝彦君）事務局長 小山正伸君。

○事務局長（小山正伸君）14番多田議員の質疑にお答え申し上げます。

平成19年度予算中、総務費、総務管理費、一般管理費の歳出、第3節職員手当等の内容につきましては、右の説明欄にございますように、職員の給与費に職員児童手当ということで、この児童手当が「等」ということで御理解いただきたいと思ひます。

○14番（多田 治君）議長——14番。

○議長（三笠輝彦君）14番 多田 治君。

○14番（多田 治君）上が職員給与費、それと職員手当等、その下も職員給与費、足書きの説明が理解できないんです。給料のところは職員給与費で、職員手当等のところも職員給与費になっている、それでよろしいのですか。手当ではないのですか。

○議長（三笠輝彦君）事務局長 小山正伸君。

○事務局長（小山正伸君）14番多田議員の再質疑にお答え申し上げます。

職員手当につきましては、職員給与費明細書にございますけれども、それぞれ職員に

支給する手当でございます。

職員給与費につきましては、職員の給料と職員手当として給与費明細書の内訳欄にございますように、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などを合わせたものでございます。御理解をいただきたいと存じます。

○議長（三笠輝彦君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）それでは、御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第3号専決処分の承認について（平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）から議案第20号専決処分の承認について（香川県市町総合事務組合への加入について）まで、以上18件を一括して採決いたします。

本件は、いずれもこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第20号までの18件は、いずれもこれを承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてから議案第29号香川県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定についてまで、以上8件を一括して採決いたします。

本案は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号までの8件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について（株式会社百十四銀行）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第31号及び議案第32号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第10議案第31号及び議案第32号を一括議題といたします。

本件に関し、地方自治法第117条の除斥の規定により、佐々木 勇君の退席を求めます。

〔22番（佐々木 勇君）除斥のため退場〕

○議長（三笠輝彦君）広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 増田昌三君。

〔広域連合長（増田昌三君）登壇〕

○広域連合長（増田昌三君）議案第31号及び議案第32号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、香川県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、識見を有する監査委員に、北原和夫氏を、議会選出の監査委員に、佐々木 勇氏をそれぞれ選任いたしたいと存ずるものでございます。

以上、人事案件につきまして説明申し上げましたが、何とぞ満場の御賛同賜りますよう、特にお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第31号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員・北原和夫）を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（議会選出の監査委員・佐々木 勇）を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、これに同意することに決定いたしました。

〔22番（佐々木 勇君）入場し着席〕



日程第11 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第11香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に大森 巧氏、杉山 勝氏、中塚久氏、三木敏行氏、また、同補充員に、佃 廣記氏、村井浩治氏、福島弘明氏、十河ハル氏をそれぞれ指名いたします。

なお、補充の順位は指名の順位のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました候補を、香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めること並びに補充の順位に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

また、補充の順位は指名の順位のとおり定めることに決定いたしました。

以上で今期臨時会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 増田昌三君。

〔広域連合長（増田昌三君）登壇〕

○広域連合長（増田昌三君）お許しをいただきまして、一言御礼を申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会臨時会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございました。本広域連合が所掌しております事務は、後期高齢者医療制度のうち、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課など、いずれも県民の日常生活に密接にかかわるものでございまして、今後、来年4月の制度施行に向け、適正で効率的な事業運営に努めてまいらなければならないと存じております。議員各位におかれましても、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、お礼を兼ねてのごあいさつとさせていただきます。

できます。ありがとうございました。

○議長（三笠輝彦君）これにて平成19年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
を閉会いたします。

午後2時20分 閉会

会議録署名議員

臨時議長

議 長

議 員

議 員